

官業民営化等WGヒアリング調査票(公的施設等の整備・管理・運営)

[所管省庁名：厚生労働省]

1. 名称	厚生年金基金センター
2. 根拠法令	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第159条第4項
3. 実施主体	厚生年金基金連合会（特別の法律により設立された民間法人）
4. 従事者数	23名（常勤）
5. 予算額	2,679百万円（平成16年度予算ベース）
6. 事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金基金加入員及び受給者のための研修・保養等を目的として福祉施設を設置している。 ○ 維持管理の民間委託状況については、平成15年度までに、設備機器管理、清掃業務、廃棄物処理、会計機保守、エレベーター保守、庭園保守管理、複写機・プリンター保守及び中央監視保守を委託しており、平成16年度からは、これらに加え、経営・運営指導業務を委託している。なお、民間委託を制限される法律はない。 ○ 運営収支については「別紙参照」。 ○ 平成16年度からすべての経費を利用料収入で賄うこと（完全独立採算制）としている。なお、これまでも施設運営に係る国からの補助金は受けていないが、平成15年度までは、土地・建物に係る公租公課、減価償却引当費及び土地借料については、一般管理会計（年金資産の運用収益の一部を充てている）で負担していた。
7. 民間移管の具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設については、平成15年7月に厚生年金基金連合会の役員会において、事業運営全般について抜本的に見直す方針のもとに、「改革の基本方針」を策定し、『完全独立採算制が達成できない場合には施設を売却する。』こととしている。 ○ 東京年金基金センター「セブンシティ」については、完全独立採算制の達成は不可能との判断により廃止することとし、7月に入札を実施（8社参加）し、売買契約を締結済み。施設の営業は9月30日に終了。

	<p>○ 京都年金基金センター「らんざん」については、平成16年度から18年度までの3年間の運営状況を見て判断することとしている。 [以下厚生年金基金センター以外の年金の福祉施設について]</p> <p>○ 厚生年金基金センター以外の年金の福祉施設(大規模年金保養基地を除く。)については、年金福祉施設の見直しに係る与党合意を踏まえ、年金制度の厳しい財政状況及び年金福祉施設を取り巻く社会環境や国民のニーズの変化等に鑑み、例外なくこれを整理し、国民の理解が得られるよう徹底した整理合理化を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今後は福祉施設の整備費及び委託費には年金保険料を投入しない。 ② 施設は売却により整理合理化を行うものとし、年金資金への損失を最小化し、年金資金に可能な限り貢献するよう努める。 ③ 整理合理化計画は厚生年金病院については平成17年度中、病院以外の施設は平成16年度中に策定する。 ④ 病院や老人ホームなど、それぞれの施設の性格や公共的役割に配慮しながら、施設の整理を行うための独立行政法人を平成17年度中に設置し、5年を目処に整理合理化を進める。 ⑤ 病院以外の施設について、継続的に赤字運営が見込まれる施設については、早急な廃止・売却に努める。 <p>こととして、検討を進めている。</p> <p>○ 大規模年金保養基地(グリーンピア)については、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)等により、平成17年度末をもって廃止することとされている。平成16年9月現在、13基地中7基地の運営停止と3基地及び1基地の一部の譲渡を行ったところである。今後も公的施設として引き続き活用されるよう、まずは地方公共団体等への譲渡について調整し、それが見込めない場合には民間への譲渡を進め、平成17年度までに譲渡を完了させる予定である。</p>
8. 更なる民間開放についての見解	

福祉施設経理 京都センター会計

損益計算書
(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(単位:円)

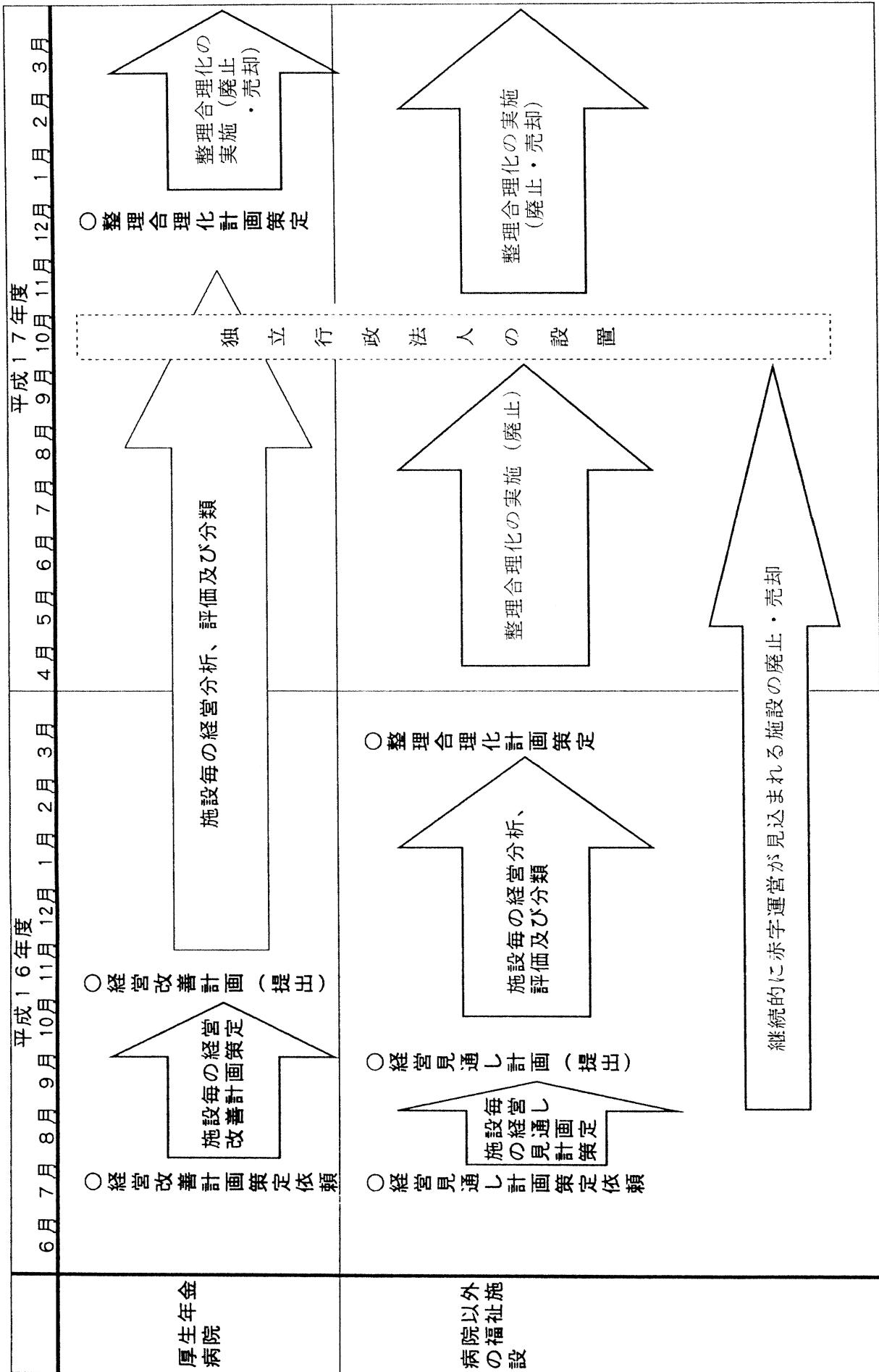
科 目	費 用 勘 定	当 年 度	科 目	収 益 勘 定	当 年 度
事務費		223,366,910	センタ一事業収入		246,518,781
役職員給与		39,764,100	センタ一事業収入		246,518,781
役職員諸手当		39,697,729	雑収入		843,417
退職手当		977,700	受取利息及び配当収入		39,918
旅費		83,680	雑入		803,499
業務諸費用		99,985,389	戻入金		977,700
材料費		42,858,312	退職手当引当金戻入		977,700
引当費		868,741			
減価償却費		868,741			
雜支出		13,264,955			
雜支出		13,264,955			
乗合金		10,839,292			
当年度剩余金		10,839,292			
計		248,339,898	計		248,339,898

貸借対照表
(平成16年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 勘 定	當 年 度	科 目	負 債 勘 定	當 年 度
流動資産	244,408,287	流動負債		15,711,595
現金	4,283,630	職員預り金		318,806
預貯金	232,244,141	未払金		15,392,789
未収金	7,880,516	引当金		6,188,379
固定資産	19,481,021	退職手当引当金		6,188,379
器具及び備品	19,481,021	基本金		241,989,334
		本基金		49,939,887
		福祉施設安定化資金		181,210,155
計	263,889,308	当年度剩余金 計		10,839,292
				263,889,308

年金福祉施設の整理合理化スケジュール（案）



↑
資産（土地、建物）現物出資

年金福祉施設等の見直しについて（合意）

平成16年3月10日
与党年金制度改革協議会

年金保険料を原資として社会保険庁が設置してきた病院、保養施設等の福祉施設については、社会経済状況や生活様式の変化の中で、福祉還元事業としての必要性が希薄になってきたにもかかわらず、今日までの的確な対応ができなかったことについて、政治と行政の責任は重い。

その反省に立って、今日、年金制度改革が議論されている中で、多くの国民の批判に応えるため、年金福祉施設の抜本的な見直しを行うこととし、下記のとおり合意する。

政府においては、この合意を真摯に受けとめ、福祉施設の徹底した見直しを進めるべきである。

記

1 年金福祉施設及び委託先公益法人の見直しの基本的考え方

(1) 年金保険料は年金給付のための貴重な原資であり、今後は福祉施設の整備費及び委託費には投入しない。

(2) 福祉施設は、年金保険料財源で整備されたものであることから、今後の施設の売却に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金に貢献するよう努める。また、施設設備の活用方策について売却先の意向に配慮し、柔軟な対応をする。

(3) 委託先公益法人については、高コスト構造になっていることや天下りの温床になっていることから、業務の内容及び必要性、役員の報酬や退職金等の処遇を全面的に見直し、その廃止を含めた徹底した整理合理化を行う。

また、委託先公益法人は、自ら責任を持ってその処理に当たらなければならぬ。

2 年金福祉施設の整理合理化の進め方

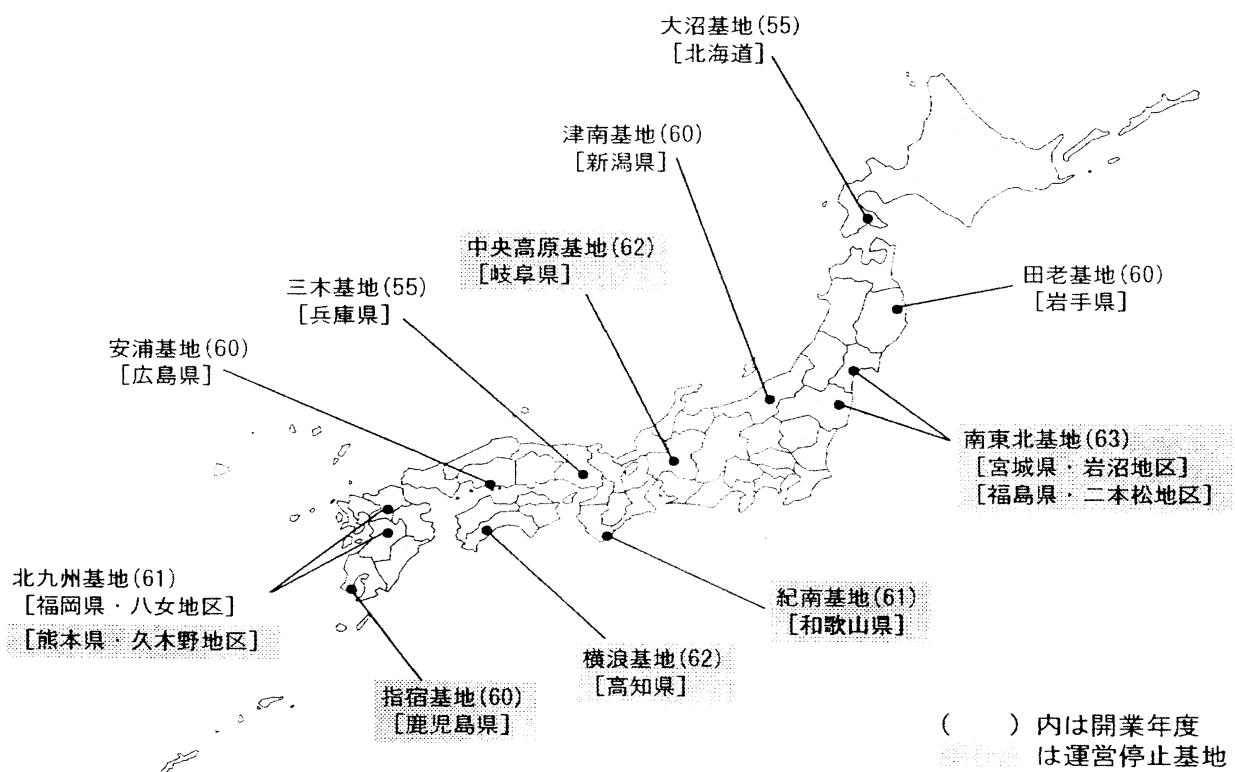
- (1) 厚生年金病院については、平成16年度中に各施設の経営状況を明確にし、それを踏まえ、平成17年度に整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。その際、地域医療にとって重要な病院については、地方公共団体等と協議の上、その機能が維持できるよう十分考慮する。
- (2) 病院以外の施設については、平成16年度中に各施設の経営状況を明確にするとともに整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。
特に、継続的に赤字運営が見込まれる施設については、早急に廃止・売却する。
- (3) 平成17年度に、福祉施設の整理を行うための独立行政法人（いわゆる清算法人）を設置し、5年を目処に整理合理化を進める。この機関の設置に当たっては、民間人を登用する。
なお、清算に当たっては、雇用問題や老人ホーム等の入居者への配慮を十分行う。

3 その他

社会保険事務費については、国民年金法等によれば、国庫負担が原則とされているが、財政上の特例措置がとられているところである。社会保険事務費の平成16年度予算の執行に当たっては、経費の一層の節減に努めるべきであり、さらに平成17年度予算については、予算編成過程において、国民年金法等の趣旨を踏まえその在り方を検討する。

大規模年金保養基地（グリーンピア）について

- 被保険者、年金受給者等のための保養施設として、旧年金福祉事業団（現：年金資金運用基金）が13ヶ所設置し、地方自治体等に委託して運営。
- 平成13年12月の特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）において、「平成17年度までに廃止、特に赤字施設についてはできるだけ早期に廃止する」とされた。
また、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）により、平成17年度末をもって廃止することとされた。
- 公的施設として引き続き活用されるよう、まず施設所在道県等への譲渡について調整し、それが見込めない場合には民間への譲渡を進める方針。



[譲渡・運営停止の状況]

岩沼基地	平成15年3月末運営停止。平成15年11月に岩沼市へ譲渡。
二本松基地	平成14年6月末運営停止。平成16年1月に二本松市へ譲渡。
中央高原基地	平成12年4月末運営停止。平成16年6月に恵那市へ譲渡。
横浪基地	竜地区を平成12年8月に学校法人明徳義塾へ譲渡。他の地区を平成16年3月末運営停止。現在、須崎市に譲渡引受けを打診中。
紀南基地	平成15年3月末運営停止。現在、那智勝浦町等に譲渡引受けを打診中。
久木野基地	平成15年5月末運営停止。現在、久木野村に譲渡引受けを打診中。
指宿基地	平成14年5月末運営停止。今年中に民間企業へ譲渡予定。
その他の基地	所在道県等に対し、譲渡引受けを打診中。